

( 続紙 1 )

京都大学	博士 ( 人間・環境学 )	氏名	巫 靚
論文題目	日本統治下の台湾をめぐる人口移動 —総督府の渡航政策と台湾人の移動実態を中心に—		
(論文内容の要旨)			
<p>難民・移民問題の顕在化に示されるように、「人口移動」(少数者の移動も含む)は、すぐれて今日的な問題である。本学位申請論文は、この人口移動を、19世紀末から20世紀半ばの日本統治下の台湾地域に焦点をあてて考察したものである。</p> <p>本論文は、まず序章で日本における人口移動についての研究史を辿り、戦前日本の植民地や勢力圏への人口移動が研究対象とされるようになったのは1990年代以後のことであり、移民や難民、戦争にともなう「引き揚げ」、「からゆきさん」などの女性の移動など、様々な移動が研究対象となってきたと指摘する。その上で学位申請者は、日本統治下の台湾での人口移動研究の重要性を強調する。なぜなら、そもそも台湾地域社会は17世紀以降の人口移動によって成立したのだが、19世紀末に始まる日本統治下において地域住民の移動の自由がどのように規制されていたのか、あるいは人々の移動の実態はどのようなものであったのかは、なお未解明のままであり、旧来の「支配と抵抗」という構図を乗り越える研究視座はいまだ確立されていないからである。</p> <p>第1章は、日清講和条約(下関条約)で規定された台湾居住清国人の国籍選択猶予期間(1895~97年)における、日本の渡航政策を検討したものである。すなわち、日本(台湾総督府)は、清国人については治安維持の観点から「台湾上陸条例」で規制し、内地人に対しては渡航の利便性と国家の体面毀損を防止するため「外国旅券規則」を制定、さらに台湾住民には「一時渡航証明書」を発給するという政策を採用したことが明らかにされている。</p> <p>さらに、第2章では、台湾住民の国籍決定(1897年5月8日)を契機に総督府の台湾住民に対する渡航政策が策定され、内地住民向けに導入された「旅券」制度が台湾住民にも適用されるようになったことが述べられる。その際、台湾住民が清国以外の国に渡航しようとした場合の旅券下付審査がより厳格なものであったのは、総督府が欧米の清国人差別の理念を容認し、これを導入していたからであるが、一方で「渡航証明書」への写真貼付の導入は、行政での実務の必要から生まれたもので、台湾住民や清国人を意図的に差別するための政策ではなかった、との指摘がなされている。</p> <p>第3章では、1910年代後半から20年代後半にかけての日本側の渡航政策が、台湾人の旅券撤廃運動の展開と関連づけて考察されている。実はこの時期、総督府など日本側も、台湾人の移動をより自由にする意向を有していたが、中国福建省などでの台湾人の犯罪多発状況が顧慮されたため、旅券制度撤廃は実現せず、下付基準の緩和にとどまったとの結論が導かれている。</p> <p>次の第4章では、1920年代から日中戦争期(1937~45年)にかけて中国大陸に渡っ</p>			

た留学生に注目し、彼らの渡航経験を考察する。その結果、彼らが「中国人」「華僑」「日本人」といった「身分」を使い分けて大陸の高等教育機関に留学し、そこから日本やヨーロッパへの移動を果たしていた事実を発掘している。

第5章では、日中戦争期における台湾人に対する渡航政策とその移動実態が、中国及び内地に渡航した民間人(戦場に赴いたわけではないが、戦争の影響を強く受けた人々)を中心に分析されている。その成果として、懸案であった中国渡航向け旅券が1938年に廃止され、大陸に渡る台湾人が戦争以前に比べて急増したこと、内地人も中国渡航の際には渡航証明書が必要となり、内台の制度差が縮小したこと、ただし、日中の通貨兌換で利益を得る不法行為が横行したため、日本政府は開戦後2度にわたって、中国渡航を規制したことなどが指摘されている。

第6章は、帝国崩壊後の占領下日本での在日台湾人の移動を分析したものである。すなわちGHQは台湾人の「引き揚げ」を支援し、同時に治安の阻害要因と考えられた人々を「追放」したが、一方で台湾人は帰還のみならず、「逆流」(戦後日本に入国・定住)や一時往復(許可を得て短期間日本に再入国)といった多様な移動を実現していた、とされる。

終章は、日本統治下の台湾における渡航政策の決定主体は総督府にとどまらず、外務省や軍部なども影響力を行使したこと、同政策の決定要因には、従来の「支配と抵抗」の構図だけでは解明できない、経済・治安問題や末端行政の対応があったことを述べる。また、渡航政策を一つの契機として、日本人にして「台湾人」である、というアイデンティティの創出が日本によって行われたが、一方で台湾人は日中戦争期や戦後の事例に照らしても、規制の網の目をかいくぐった移動を実現していた、と論点を整理している。

(続紙 2 )

(論文審査の結果の要旨)

本学位申請論文は、日本統治下の台湾をめぐる〈人の移動〉を、台湾総督府の渡航政策と台湾人の移動実態を中心に論じたものである。

本論文の特徴、あるいは成果として挙げるべきは、第一に、日本の植民地行政関連の一次史料、すなわち公文書（台湾総督府公文類纂、外務省外交史料館所蔵外交文書）や新聞記事（『台湾日日新聞』『台湾民報』）などの利用である。学位申請者がこれを正統な実証主義的手法によって探求したことは特筆に値する。とりわけ、これまでほとんど研究対象とされてこなかった、数も膨大であれば質的にも解読困難な、和文タイプ使用以前の台湾総督府公文書を数十年分にもわたって入念に整理し、その上で正確に理解して議論の基礎としていることは、東アジアの歴史学研究として高く評価できる。

第二の成果として、本論文は日本統治下の台湾のすべての時代（1895～1945年）を研究対象とし、時系列に従って渡航政策・旅券制度の成立と変遷を辿り、この作業を通じて政策がどのように立案され決定されていたのか、その過程を明らかにし、あわせて植民地統治に関連する日本の諸機関の力関係という興味深い事実も指摘している。政策の多くは当初から、台湾総督府単独の策定というよりも、外務省やその出先（在中国領事館）の意向を踏まえて決定されていたのであって、こうした事実の発見は、本論文の日本植民地史研究に対する大きな貢献とすることができる。

第三に、本論文は、従来の台湾に関する渡航政策や旅券制度について、これまでの日本植民地史研究の制約を乗り越え、国家と国民（住民）の関係をより自由な角度から研究することの必要性を提起している。このことは、前述の実証研究を背景とした貴重な研究提言であると考えられる。事実、台湾の人々は日本人にして同時に「台湾人」であるとした台湾総督府の政策意図が、後の台湾の人々のアイデンティティの創出につながっていったとの指摘は、従来の「支配と抵抗」というステレオ・タイプの構図では決して導かれない歴史事実である。

第四に、本論文は序章で、近代国家がパスポートなど身分証明書によって国民をコントロールしていたことを論証したジョン・トーピー（John Torpey）の研究と、これを発展させて「個人によるアイデンティフィケーションのコントロール」の可能性を追究した陳天璽らの共同研究の成果を、理論的な枠組み（基準理論）とすることを明確に述べ、この研究視座を第1章から第6章まで一貫させた上で、終章で自らの主張を、ベネディクト・アンダーソン（Benedict Anderson）の『想像の共同体』に対するアンチ・テーゼと位置づけている。このことは、人口移動・移民研究における理論面での新たな提案として、意義を有するものと評価できる。

さらに第五に、本論文は、人口移動研究・移民研究にあつてこれまで知られてこなかった具体的な諸相、移動のパターンを発見し、そのことの意味を強調している。すなわち、台湾住民（台湾人）は、日本人・華僑・中国人という身分の使い分けを行役することによって、植民地当局のさまざまな統制の網の目をかいくぐり、中国大陸や日本に渡り、ヨーロッパへと活躍の道を延ばしたし、第二次世界大戦後にあつても、

政治権力の圧制や冷戦構造の規制から逃れ自由を得るために、移動という手段を選んだ、と主張する。こうした諸事実の発見は、人口移動・移民研究における事例研究としての意義を有するであろうし、それにもとづく主張は、あらためて〈人の移動〉という今日の世界が直面している問題と課題の重要性を示すものとなっている。

もちろん、本論文が提起し得なかった、あるいは解決し得なかった研究課題も存在する。たとえば、台湾総督府の諸統計資料以外の統計資料は存在しないのか、また総督府の統計はどのように収集されたものなのか、などの諸点は解明が必要であろう。また、本論文が明らかにした日本統治下の台湾をめぐる渡航政策の策定に比べて、移動の実態は必ずしも十分に解明されてはいない。このことも、克服されるべき課題ではある。しかしながら、これらについては、今後の史料発掘状況と、学位申請者の研究の進展によって、解決が充分期待できるものである。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成30年8月1日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、（平成33年10月1日までの間）当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日以降